

水産政策審議会企画部会

第78回議事録

水産庁漁政部企画課

## 水産政策審議会第78回企画部会

### 1. 開会及び閉会日時

開会 平成30年11月30日(金) 13時30分

閉会 平成30年11月30日(金) 15時32分

### 2. 出席委員

(委員) 大森 敏弘 姜 明子 佐藤 安紀子 東村 玲子  
平野 澄子 細川 良範 山下 東子

(特別委員) 久賀 みず保 菅原 美徳 鈴木 博晶 津田 幸喜  
中川 竹志 中田 薫 長元 信男 若狭 信行  
和田 律子

### 3. その他出席者

(水産庁) 森漁政部長 神谷資源管理部長 岡漁港漁場整備部長  
藤田企画課長 天野加工流通課長 中管理課長  
廣野漁業調整課長 黒萩栽培養殖課長 吉塚計画課長  
山本整備課長 岩本資源管理推進室長 南課長補佐 他

### 4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第78回企画部会  
議事次第

日 時：平成30年11月30日（金）13:30～15:32

場 所：農林水産省第2特別会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

- (1) 平成30年度水産白書の構成と骨子（案）について
- (2) 漁業法等の一部を改正する等の法律案の内容について
- (3) その他

4 閉 会

## 目 次

1	開 会	1
2	平成30年度水産白書の構成と骨子(案)について	3
3	漁業法等の一部を改正する等の法律案の内容について	20
4	その他	36
5	閉 会	36

○企画課長 定刻を若干過ぎましたので、ただいまから水産政策審議会第78回企画部会を開催したいと思います。

開会に当たりまして、森漁政部長より御挨拶を申し上げます。

○漁政部長 こんにちは。漁政部長、森でございます。水産政策審議会第78回企画部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

初めに、委員並びに特別委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席をいただきありがとうございます。

また、先般、10月31日から11月1日の石巻市ですとか気仙沼市への現地調査に参加いただきました委員の皆様方におかれましては、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

私自身は業務の都合上参加できず失礼をいたしました。研修を受けておられる方々ですとか、学生の方々、さらに教育に携わる方々からお話を聞かれたり、それぞれ意見交換をされるという貴重な機会になったというふうに伺っております。

今後こうした機会を大事にしながらこの水産白書の作成含め、政策の検討、実行に努めてまいりたいと考えているところでございます。

さて、本日は前回の企画部会で平成30年度水産白書の作成方針とスケジュールについていただきましたご意見を踏まえまして、事務局で作成をしました水産白書の構成と骨子(案)について御議論、御意見をいただきたいと考えております。

今回の水産白書の特集テーマ、「水産業に関する人材育成」ということでございます。水産教育による人材育成、若手漁業者等の人材育成、さらに将来求められる人材の姿といったことを中心に記述をしてはどうかと考えているところでございます。

また、一般動向編につきましては、例年どおり水産業の状況や需給・消費の動向等につきまして記述をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、本日の会議につきましては、この白書とは別に漁業法等の一部を改正する等の法律案の内容につきましても説明をさせていただきたいと思っております。お手元に法案の冊子のほうも置かせていただきましたが、この法案につきましては、昨日衆議院を通過いたしまして、本日から参議院での議論が始まったところでございます。詳細等につきまして、後ほど御説明をさせていただければと思っております。

また、今回、企画部会としては初めての試みということでございますが、ペーパーレス化ということで、お手元のタブレットを使いましての説明ということになります。委員の

皆様方には、少しお手数をおかけするかもしれませんが、今後、こういうペーパーレス化と、いろんな環境、コストの削減等の観点からも必要なことということで、政府として今取組始めているところでございます。また、いろいろやり方、今後とも今日やってみた経験を踏まえましていろいろ考えてはいきたいと思っておりますけれども、よろしくお願い申し上げます。

限られた時間ではございますけれども、活発な御意見を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画課長 それでは、本日の会場の件でございますけれども、委員の皆様方にはマイクが設置されてございません。御発言の際には事務局のほうでマイクをお持ちしますので、挙手をいただきまして、それから御発言をいただきますようお願いいたします。

また、本日は情報共有の円滑化や文書事務の効率化を図るためペーパーレスということになっておりますので、御理解をお願いします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、審議会の定足数は過半数とされております。本日は委員11名中6名の方が現在御出席でございます。姜委員におかれましては少し遅れるということでございますので、御出席いただきますと7名ということになります。ということで、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立しているということを御報告いたします。

また、特別委員につきましては、12名中9名の方が御出席されております。

水産政策審議会につきましては、水産政策審議会議事規則第6条に基づきまして、公開で行うこととなっております。また、第9条に基づきまして、議事録を作成し、縦覧に供するものとされております。

それでは、お手元のパソコンと申しますか、画面を操作いただきまして、本日の資料を確認をいただけますでしょうか。

上のところにバナーで議事次第とかですね、資料一覧とか、資料1、資料2、資料3、資料4とありますので、もし、欠けているということであれば、事務局のほうに御連絡をいただければと思います。私も昨日操作していて削ってしまったり何かしてですね、途中で見られなくなったりしていたんですけれども、そういうときには事務局のほうにお申しつけください。

カメラが入っておりますでしょうか。カメラで撮影されている方がいらっしゃいました

ら、撮影はここまでということでございます。御理解いただきますようによろしくお願ひ  
します。

それでは、山下部会長、議事進行のほう、よろしくお願ひいたします。

○山下部会長 皆さん、こんにちは。お忙しいところお集まりくださりありがとうございます  
ました。

ちょうど1カ月前になりますが、先ほど漁政部長からも御案内のありました視察ですね、  
石巻と気仙沼、水産高校を2校見学させていただいただけではなくて、加工場とか、それ  
から、ふ化場ですね、ふ化場で本当にふ化の現場を拝見するようなことができまして、大  
変ありがたかったと、事務局の方でも詳細なスケジュールを組んでいただいてありがたか  
ったです。

ただ、日程の都合上、御都合の悪いときにちょうど設定してしまったことで何人かの委  
員さん方には御参加いただくことができませんでした。申しわけございません。また、別  
の機会にこのようなことが是非あればいいなというふうに願っております。

それでは、以後、着席をして進行させていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、平成30年度水産白書の構成と骨子（案）及び漁業法等の一部を改正する  
等の法律案の内容についてとなっております。

また、本部会は15時30分までの予定としておりますので、議事進行への協力をよろしく  
お願ひいたします。

では、まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 それでは、資料の説明をさせていただきます。大変恐縮でございますけれど  
も、座って説明をさせていただきます。

お手元の資料1を御覧いただけますでしょうか。

プロジェクターのほうで映している画面が出ていると思うんですけども、まず、1ペ  
ージ目から2ページ目につきましては構成案ということになっております。

1ページ目でございますけれども、第1部といたしまして、平成30年度の動向の第1章  
の特集につきましては、前回の企画部会で御了承いただきました水産業に関する人材育成  
で、御覧のように第1節から第3節までを項目立てをしてございます。

また、第2章の平成29年度以降の我が国水産の動向、いわゆる一般動向編でございます  
けれども、序説に水産政策の改革、これを記述させていただこうと考えておりまして、そ

の後、第1節から第6節までは基本的に前年度の白書と同じような形で項目立てをしようと考えてございます。

2ページ目でございますけれども、いわゆる施策編でございます、平成30年度に講じた施策と平成31年度に講じようとする施策ということになります。

第2部の講じた施策につきましては、平成30年度に講じた施策を書いていきますけれども、概説の1の施策の重点と3の法制上の措置におきまして水産政策の改革と漁業法等の一部を改正する等の法律案を国会に提出して審議中であるということ、こういった点について触れまして、4のその他の重要施策におきましてはその内容についても記述をしようと考えているということでございます。

その次に、平成31年度に講じようとする施策でございますけれども、各般ごとに水産計画に沿った取組に加えまして、水産政策の改革に沿って行おうとする取組を踏まえて記述をいたしたいと考えております。

なお、前回の企画部会で姜委員から白書の構成につきまして、施策を講じた結果、あるいは、動向を踏まえて講じようとする施策のどの部分に該当するかというものをわかりやすく記述したほうがよいということの御意見をいただいております。

本来は確かにそういう構成がもっともだと思っておりますけれども、なかなか動向を講じた、講じようとする施策の全てを一度に横串で書き改めるというのはなかなか難しい部分もございますので、まずは、講じた施策のそれぞれの記述につきましてその動向が動向編の中でどの部分に該当するかというのを追えるような形に今回まとめようと、この白書の中で記述ぶりを工夫をしようと考えてございます。

それでは、骨子案でございます。次に3ページ目を御覧ください。

特集の水産業に関する人材育成の部分でございます。

第1節につきましては、水産教育による人材育成ということでございますので、学校での水産教育を記述をいたしたいと考えております。

1つ目の丸の、この序論といった感じになる部分でございます。明治期以降の水産教育の変遷を記述したいと思います。

2つ目の丸といいますか、まとまりの部分ですけれども、ここは小中学校での水産業に関する学習ということで、前回、水越委員のほうから、高校や大学だけでなく小中学校における取組も記述したらどうかという御意見をいただいております。全国の小中学校での水産業に関する学習としての事例も織り交ぜながら記述をしたいと考えております。

3つ目の丸でございます。水産高校における水産教育ということで、水産高校の現状ですとか課題などについて記述をしたいと考えております。

4 ページ目を御覧ください。

第1節の4つ目の丸でございますけれども、大学における水産教育ということで、水産学部ですとか水産学科がある大学における教育方針や特色、それから、これも水越委員のほうから御指摘がございました地域との連携ですね、久賀委員のほうから御指摘ありました、大学の現場の担い手育成への貢献度、水産教育のほうはなかなか現場の担い手育成に貢献できていない部分もあるんですよという話がありました。そういったことについても、もし、触れられたらと考えてございます。

それで、事務局のほうでは、これらの情報を収集するために主な水産系の大学の方にはアンケートを実施したところがございます、そういったものを取りまとめをして参考にしながら記述をしていきたいと考えてございます。

次に、第2節の若手漁業者等の育成でございます。

ここでは新規就業者や若手で将来の水産業を担うための漁業者の育成の取組などについて記述をしたいと考えております。

1つ目の丸でございますけれども、新規就業者の育成ということでございますので、漁業就業者や新規就業者のデータをまず紹介をいたしまして、新規就業者の確保・育成の取組につきまして、例えば、2つ目のポツにあります、漁業就業希望者と雇用したい会社とのマッチングの支援ですとか、漁業学校での研修、4つ目のポツにあります、各地における就業希望者のための取組の事例、こういったものにつきまして記述をしてはどうかと考えてございます。

2つ目の丸の若手漁業者、ここにつきましては、海技士の船舶職員、これは海技士資格取得者の不足が深刻だということでございますので、この点につきまして、資格をこれまでよりも短い期間で取得できるようにするといった取組などを記述をしようと、また、前回、山下部会長のほうからも御意見ございました、全漁連さんのほうで主催をされております全国漁業協同組合学校での、本年度から実施する浜を牽引する中核的漁業者の確保・育成の取組などについても記述をしてはどうかということで考えている次第でございます。

また、鈴木委員のほうから御意見がございました、環境に関する教育につきましては、重要なことだとは考えておりますが、水産教育にうまく入ってくるかというところがございますので、コラムみたいな形で入れていったらどうかと考えている次第でございます。

5 ページ目に行きまして、特集の取りまとめの節といたしまして、将来求められる人材育成としてございます。

基本としての柱はですね、漁業を支え、漁業地域に住んでいただいて、その地域で活動する人材育成が必要ではないかということでございますし、具体的には、前回、佐藤委員のほうから御意見がございました、沿岸とか沖合・遠洋の漁業別でそれぞれ必要な人材育成ですとか、久賀委員ですとか細川委員から御意見いただきました流通加工分野での人材育成ですね、こういったことも必要であるといった意見がございましたので、それを踏まえました高校や大学、あるいは漁業学校などでの人材育成の将来の方向性について記述ができればと考えております。

6 ページ目以降が一般動向編になります。

序節といたしまして、先ほど御説明いたしましたように、水産政策の改革について記述をしたいと考えております。

実際にちょっと今進んでいる内容でございますので、本年度末までの内容でどこまで記述できるかというのは内部的に調整をさせていただいて、できる限り新しい情報が入れるように努力をしたいと考えてございます。

次に、第1節でございますが、水産資源及び漁場環境をめぐる動きということでございますが、これは前年度とほぼ同様でございますけれども、5つ目のポツにあります気候変動による影響と適応への対策につきましては、前年度といたしますか、特集の内容と一部かぶる部分がございます、そういったものはこのあたりに入れて記述をしようと考えてございます。

第2節の我が国水産業をめぐる動きでございます。

これは前年度とほぼ同様でございますけれども、ここも4つ目の漁業・養殖業に関する新たな技術の開発と導入、ここの部分につきましては、前年度の特集の一部、ICTの部分ですね、これを移動して記述をしようと考えてございます。

第3節でございます。水産業をめぐる国際情勢、第4節、我が国の水産物の消費・需給をめぐる動きにつきましては、前年度と同様の構成で記述をしたいと考えております。

それで、第4節におきます前年度記述をいたしました原料・原産地表示に関する動きにつきましては、水産物に関する食品表示の中で記述をしていこうと考えてございます。

第5節でございます。安全で活力ある漁村づくりにつきましては、前年度と同様の記述に加えまして、特集で大分人材育成の関係でございますね、今まで人の関係の部分のまとめがあ

ったんですけれども、もともと2節にございました女性の地位の向上と活躍の部分はこちらのほうに移したほうが収まりがいいかなということで、今、事務局では考えているということでございます。

次に、第6節、東日本大震災からの復興につきましては前年度と同じ構成での記述ということで考えております。

さらに、前回、細川委員のほうからかなり横文字ですとか略語が多いということで、例えば、巻末のところで一覧表みたなのがあつてうまく見られればという御要望がございました。事務局のほうもできるだけ努力をしたいと考えてございます。

なお、今回提示させていただきました内容につきまして、特に第3節でございませけれども、水産業をめぐる国際情勢などにつきましては、国際交渉でございませるので、いろいろな時期に行われているものですから、今年度内の今後の動きに対応いたしまして、必要に応じてアップ・ツー・デートというかですね、する部分がございます。その点については御了解をいただければと思っております。

以上で白書の構成と骨子案の説明は終わりますけれども、本日の議論で委員の皆様からいただく意見を踏まえまして、今後原文を作成していきたいと思っております。

それから、既に山下部会長のほうから特集の若手漁業者のところで記載できそうな事例として幾つかご紹介をいただいております。委員の皆様方におかれましても、白書に掲載する、あるいは、事務局のほうで頭の整理をするという際に、こういう情報、事例があるよということで何かアイデアなり、情報をお持ちでございましたら、是非、事務局のほうに提供いただければとお願いをいたしまして私の説明を終了します。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、これから今事務局から説明のありました資料について御意見をいただきたいと思いますが、2つのパートに分けて進めたいと思います。

まず、最初に構成案と第1章、特集について、ページ数で言いますと、1ページから5ページ目までですね、ここについて御意見をいただきまして、その後、それが出尽くしたところで6ページ目から第2章、一般動向編の骨子案について、6ページから10ページまでというふうに2つのパートに分けていきたいと思います。

それでは、1つのパートであります、1つ目、構成案、第1章、特集の骨子案について御質問、御意見などございましたら発言をお願いいたします。どなたからでも、いかがでしょうか。

なかなか皆さん、操作がですね、操作するのがまだなれないということもありまして、ちょっと時間かかるかもしれませんが、操作をして、中田委員、何かありそうな感じ、そうではないんですか。

○中田特別委員 いきなり第3節のことになってしまうので後にしようかなと思っていましたけれども。

○山下部会長 そうですか、第3節は……

○中田特別委員 将来求められる人材育成。

○山下部会長 でも、一応5ページまでですよ。でしたら、お願いいたします。

○中田特別委員 ここでは、こういう人材像が望まれるみたいな例が書かれていますが、それに加えて、そういう人材を育てるためにはこういう教育が求められるということをきっちり書き込んでいくことが重要だと思っています。

私がいる水産大学校でも初めに入ってきた学生に対して水産というのがいかにおもしろいかということは何回かに分けて首脳陣が話しする機会がございます。そういうことの積み重ねで水産というものに興味を持たせることが重要だと思いますので、一つの例として紹介させていただきます。

○山下部会長 ありがとうございます。大事な御指摘かと思えます。

ほかにはいかがでございましょうか。

では、久賀委員。

○久賀特別委員 ありがとうございます。第3節の記述内容につきまして、漁業現場でのワーカー育成という発想だけにとどまらずマネジャー育成が必要だという点や、川下とつなぐ人材の育成に触れられている点は非常にいいなというふうに思いました。

それに加えて、2つほど提案したいと思えます。

1つは、今後の水産産業を支えるためには、情報通信分野の技術革新を活用することが必要だと思っております、それは前回の白書でも取り上げられたとおりだと思います。そのために水産産業での新技術そのものを生み出す人材、あるいは、AIやIoTを活用するために異業種と連携できるような人材の育成、こういったものも目指されるべきではないかなと思いました。

特に大学においては水産学という既存の枠にとらわれず、オープンイノベーションを進めることができるような人材の育成が目指されるべきというような提言があってもいいのかなというふうに思いました。

それから、2つ目は、一方で水産物の顧客をつくることもこれからの発展には大事だと思っております、それには当面は輸出が有効だと思うんですね。ですので、輸出市場に対応できるグローバルな人材というのも盛り込んではどうかと思いました。水産業は既にグローバル化した産業ですので、そういう社会で活躍できる人材の育成も必要だというような提言はいかがかと思いました。

ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

私も、水産高校はともかく、水産系大学が水産人材にどう貢献できるのかなというふうに少し考えていたんですけども、そういう技術開発であるとか、橋渡し役とか、そういったところに活躍の視点というのがあるのだなというふうに、今、お話を伺いながら思いました。

ほかはいかがでしょうか。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木特別委員 第1節の小学生から大学生までの水産教育について、子供たちに海や川を体で感じる教育を積極的に施さなければいけないのではないかとすることを盛り込んでいただきたいと思えます。

といいますのは、昔の子供と今の子供で全く違うのは、川にジャブジャブ入ったことがないとか、海水浴をやったことがないとか、本当に決定的に違いますね。ですから、海水がしょっぱくてちょっと苦いとか、全く知らないまま大人になっている人たちがたくさんいると思えます。

ですから、そういう机上の教科書だけの教育ではなくて、体で海と川を感じる教育、これをぜひ重要な要件として盛り込んでいただきたいと思えます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

今の同じ場所で私も後でコメントをさせていただければと思っていたので、今、鈴木委員は机上ではなく現場でとおっしゃったんですが、実は、机上で3年ほど前だと思うんですが、日本財団などを中心とした研究者のところで、水産じゃないんですが、海洋教育を小学校とか中学校のカリキュラムに、今、ばらばらに入っているものを海洋教育として入れてもらいたいという要望が出たんですね。

その後、カリキュラム改正で盛り込まれてはいないんですけども、そういう要望の中

に、水産も入っていますので、それをここで紹介するかどうか事務局の御判断だと思っておりますけれども、そういうこともあります。海洋教育というものがまとまって入っていないのでみんな海から離れていくんだというのがそういう方々の主張になっているということで、私も発言させていただきました。すみません。

それでは、ほかにいかがですか。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 佐藤です。同じく小中学校での水産業に関する学習のところでは、学習指導要領に日本の200海里というものをちゃんと教えるようになり、教科書に200海里地図も載るようになりました。日本の海が世界で6番目に広い海で、その海の端っこには離島があり、その島々には漁村があると想像できる地図が掲載されています。是非、白書に200海里地図を載せていただき、そこから子供たちの学習がスタートできるように、指導要領をよくご覧いただいた上で記述いただきたいと思います。

ただ、小学校の先生方はご自身が200海里地図を学んできていないので、子供たちに十分な教育はできていないという現状があるんですけれども、白書に載せることでその重要性は伝わると思います。これまで200海里地図は、どちらかというと国交省的の扱いで受け止められてきましたが、日本の海を紹介することは、魚を食べることに結びつくことです。日本は四方に海があり、船が行き来し、魚とる人がいる。その魚が日本の食卓に来ているんだということがわかるような記述に是非していただければと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、ほかにいかがでしょうか。

姜委員は、今、お越しいただいたかと思いますが、今、1ページ目から5ページ目ですね。その後、6ページ目から10ページ目になります。

では、前半、もし、ございませんようでしたら、続きまして、第2章、一般動向編の骨子案ということで6ページから10ページまでのところについて御意見いただきたいと思います。

いかがでしょうか。

中川委員。

○中川特別委員 8ページの水産業をめぐる国際情勢という中で、二国間等の漁業関係という文がありますけれども、今、ロシアの北方四島、海里の問題、いろんな部分の中で、

これを見ますと二国間でロシアとの関係、韓国との関係、中国との関係ってありますから、一般的にデータ見ていきますと、中国から輸入していると、本来はロシアから日本がなかなか直接持ってこられないものが中国を經由、韓国を經由してきて韓国から入っているようには一般の人は見るわけですけども、この三国間で通した中でそっちのものが入ってきているよという部分をきちっと知らしめていってもいいんじゃないかなという部分で感じました。

これだけ見ますと、この中もなかなか難しい部分が出てくるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

今、課長が横でうんとうなっておられましたけれども、何かありますか。

○企画課長 ありがとうございます。

多分、ちょっとうんと言ったのはですね、二国間との漁業関係は、どちらかという船の、何ていいますか、相互入漁とかですね、そちらのほうの関係を、協定とかそういうのもあって、その状況を記載しているものですから、恐らく今言われたのは、どちらかという、若干、IUU漁業との関係の部分ではないかと思ひまして、だとすると、その二国間等の漁業関係のその上のポツですね、IUU漁業の撲滅に向けた動きというのがあるんですけども、こういうところにちょっと関係するような話題なのではないかと思ひたんですが、実際にそういう話が白書としてどこまで証拠を持って書けるかというところがですね、ちょっと自信がなかったものですから、書ける範囲で工夫をいたしたいと思ひます。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、よろしゅうございますか。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、私、1つ、先ほどフェイントをしようとしたところですが、7ページですね、養殖業の経営状況のところなんです、この一、二年でですね、養殖サーモンというのが大ブームですね、御当地サーモンが物すごい大ブームになっているので、そういうようなことをちょっとコラムでも扱われるといいのではないかというふうに思ひましたので、意見として申し上げます。

ほかにはいかがでしょうか。

東村委員、そして、細川委員、お願いします。

○東村委員 東村でございます。今、事務局へというより山下先生の御発言に質問というかコメントなんですけれども、私の今住んでいます福井県でも御当地サーモンがつくられていて、それにすごく期待をしている人もいれば、あちこちにいっぱいあるじゃないかという見方もあるんですけれども、山下先生の御提案だと、その事例がいっぱいありますよという割と淡々とした書きぶりを想定して御発言されたのか、それとも、何かこう、今、大ブームですという感じの書きぶりを想定されたのか、ちょっとだけ教えていただければなと思って発言させていただきました。とても興味を持ってしまいましたので、よろしくお願いいたします。

○山下部会長 余りいいとか、悪いとかというような判断はないんですけれども、本当にあちこちでサーモンの話を聞くし、私、最近、地域漁業学会に参りまして、自分も実はサーモンのことを発表したんですけれども、特集でもないのに6本サーモンについて発表する人がいたんですね。

だから、研究レベルでもみんなすごくびっくりして、日本のそんなにあちこちでできるのというようなことが起こっている、その現象についてはですね、いい意味も、悪い意味も見逃せないんじゃないかなというふうに思っただけなんです。すみません。

○東村委員 ありがとうございます。

○山下部会長 じゃ、栽培養殖課長から何かコメントがありましたら。

○栽培養殖課長 お二人から今お話があったとおりでございまして、陸上養殖も含めて地で100ぐらいあるんじゃないかというぐらい御当地サーモンというのが広がっているんですが、その一方で、海面で企業が参入して、地元の企業なんですけれども、青森の深浦サーモンというのもございまして、両方でこのサーモンの養殖というのが進んできているという状況にございますので、我々もこのサーモン養殖については力を入れていきたいというふうに思っております。

というのは、サーモンについては約10万トンの生食市場ができています。ノルウェーにつくってもらったような市場なんですけれども、今の回転ずしに並んでいるようなものというのがあるわけでございまして、それはほとんど輸入サーモンなんですけど、10万トンのうちの8,000トンぐらいが国内の御当地サーモンなどであるわけです。

ただ、国内の市場に鮮度のいい状況で届けると非常に評判がいいんですよ。ですから、この10万トンの市場を今後どういうふうにして日本の生産に置きかえていくかというのが一つの課題だというふうに考えておりますので、そういったサーモンの話題を白書の中に

入れてもらうのは時宜を得ているんじゃないかと思います。

○山下部会長 よろしゅうございますか。

姜委員、今、手を挙げていただいたので、細川委員の後でお願いします。

では、細川委員、お願いします。

○細川委員 細川でございます。8ページのところの二国間の漁業関係の件ですね、それからもう一つ置いた、海外漁業協力と、この2つについてなんですけれども、我が国と海外の、例えば、韓国、ロシアだとかというのと、それから、中国が見ている海外の攻め方というのがあると思うんですよね。その辺のところもちょっと戦略的なものが、中国の場合かなりえげつなくやってくるような気がするんで、その辺のところをちょっと書いていただけるとよろしいかなと思います。

具体的に言いますと、太平洋島しょ国なんかございますけれども、こちらのほうに中国が入れているお金って、物すごい膨大なお金を入れているわけですよね。ですから、日本から助成してどうのこうのなんて全く効果がないと言われるのも一方であるものですからね、ですから、中国なり、韓国なり、ロシアだとかそういったよその国が水産に対してどれだけの戦略を持ってやっているのか、概略で結構ですからちょろっと入れていただければいいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○山下部会長 どなたですか。

じゃ、御回答をお願いします。

○資源管理部長 おっしゃるとおりで、そこは私も現実としてすごく懸念しているところなんです。だから、オープンになったデータでどこまで書けるかという部分はありますけれども、非常に御示唆に富む指摘だと思いますので、そういう方向でやらせていただければと思います。

○山下部会長 よろしゅうございますか。

それでは、姜委員、お願いします。

○姜委員 ちょっと趣旨が違うのかもしれませんが、先ほどサーモンの話が出たので、たまたま来年度の企画を昨日考えていて、30年間ほど読者の読者調査をしていたんですけども、初めて20代のn数326の中で一番好きな魚はサーモンになりました。それから、30代主婦の中で、調理、レシピで知りたい魚はというのに第1位がサーモンになりました。マグロを抜いたのは30年間の中で初めてだったんで、たまたま昨日調査のレポートを見ていたので、御報告までです。

○山下部会長 ありがとうございます。

たしか国内消費量はもうマグロをサーモンが抜いていたと、家計調査ベースですかね、ですとマグロを抜いているんですけれども、人々の関心がそれだけ高いということかと思えます。

ほかにはいかがでしょうか。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木特別委員 第1節の漁業環境をめぐる動きの中に、その一番下に海洋におけるプラスチックごみの問題とありますけれども、ここではどのような踏み込み方をしてお書きになるのかなどの質問のようなことでございますが、あくまで漁業に対する不都合をお書きになるのか、それとも、魚に対しての安全性まで踏み込んで書かれるのか、どんなおつもりなのかなど。

特にマイクロプラスチックのことまで入りますと、魚肉にどれだけ含まれてしまうかという研究もまだまだ緒についたような状況のようでございますし、そういうことまで含めて、魚の安全性まで突っ込んでいかれるおつもりなのかどうか、もし、そうであれば、漁業環境をめぐる動きというヘッドのところではなくなるなど。むしろ、魚の安全性というヘッドを立てて、マイクロプラスチック以外のいろいろな汚染物質に関することとかも触れていかなければいけないんだろうと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

何かお答えございますか。

○企画課長 昨年度のといたしますか、白書でもマイクロプラスチックの問題は若干触れさせていただいておりますが、実際に、政府ベースで申し上げますと、海洋基本計画というのを今年ですね、5月につくり直したというか、新たに策定したんですけれども、その中でも関係省庁が連携いたしまして、そういった問題に取り組んでいくということになっております。

確かにかなり取組として政府ベースでは広がりといいますか、進んでおりますので、そういったときに、おっしゃるようになりますね、章立てといたしますか、どうまくおさまるのかどうかというのは、どこまで書けるかということによりましてちょっと検討させていただきたいと思えます。

それとあわせて申し上げますと、先ほど学校教育の話がございましたけれども、子供で

すとか若者に対する海洋に対する教育に関しましても、海洋基本計画の中で非常に海洋に関連する人材育成の問題がテーマとして取り上げられておまして、実際に文部科学省ですとか国土交通省と連携していろいろな取組をするということになっておりますので、そういった中からうまく連携してといいますか、御紹介ができるようなものがあれば取組で記述をしたいと考えております。

○山下部会長 ありがとうございます。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 今の課長のお答えに連動してなんですけれども、やはり、SDGsという言葉が今広く使われるようになってまいりまして、教育現場では毎日語られるようになっております。

ですので、文脈の中でも出てくるかもしれませんが、この白書の中で出てくるとしたらこのところかな、と思いました。

それから、もう一点、海洋におけるプラスチックごみ問題も今、学校教育のなかで図書などをとおして随分取り上げられるようになっております。当会にも、図書館に置かれる本にそういったテーマのものはないかという問い合わせをいただいたりしております。まだまだ子供向けの図書は追いついていない状況ではありますけれども、関心は非常に高まっております。

まだ、答えがあるわけではないことと思いますが、ごく最近も大きなクジラが間違っただけでプラスチック製品を食べてしまうような写真がマスコミにぎわしたりしている話題でございますので、逆にここは積極的に、わからないことも含めて紹介するべきではないかと思っております。今こういう取組していますよと、課長がおっしゃったようなことが白書の中に出てきて、今、国は動いているんですよということがわかることが大切です。市民はこの問題にどうかかわったらいいのか、水産庁はこの問題に今後どのようにお付き合いしていくのかを知るためにも、現在進行形の内容をぜひ入れていただけたらよろしいのではないかと思います。

それから、すみません、少し戻ります。サーモンの話ですが、課長がおっしゃったような内容は大切だと思います。日本に今までなかったサーモン市場をノルウェーがつくった、ということこそ、日本の市場の現状を知るうえで大切なことだと思います。そうなのかと、白書を見た人は、現在日本の魚市場について知ることになると思います。姜委員がおっしゃったように、今、そうなっているんだ、だから、どんどん養殖サーモンがふえているん

だ、ということにもつながります。国内のサーモンがふえていますよという事例を紹介することは大切ですが、どうしてそうなったんだという経緯もちょっと踏み込んで記述してあったら、読む人の関心がより一層高まるんじゃないかと思ひまして一言申し上げます。よろしく申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、平野委員、お願いします。

○平野委員 平野でございます。海洋におけるプラスチックごみと申しましても、もともとをたどると陸上の人間が投げ捨てたペットボトルとかスーパーの袋とかというようなものが発生源であることも間違いありませんので、海洋だけではなくて、それを生み出しているのが人間であり、ちょっとした自分のポイ捨てで起きているというようなことも漁業環境を守る意味で、漁業環境だけでなく環境を守る意味でもそういう河川での汚れなども原因になっているということもできれば追加して書いていただければありがたいなというふうに思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

中田委員、お願いします。

○中田特別委員 第5節、10ページですね、女性の地位向上と活躍というのをここに入れたというお話でした。

先ほど出ていましたSDGsの5番目のゴールに男女共同参画ということがゴールとして位置づけられておりますし、また、男女共同参画基本計画というのでも2015年に出ています。そういうのも踏まえて、水産業の現場でどういうふうに地位向上というのを目指していくのかということをお話しして書いていただければなと思ひました。

○山下部会長 ありがとうございます。

どういう地位向上がいいというふうにお考えでそういうふうにおっしゃるんですか。

○中田特別委員 返ってくると思ひませんでした。まずですね、今までの白書で取り上げられているデータから見ますと、女性が水産業の現場で働いている割合というのは多い部分がありますね。例えば、陸上作業であるとか、それから、加工の現場では多いと思ひます。けれども、そこで、なかなか意思を出していくとか、女性の言葉として取り上げられるような場というのが見えてこないデータの取り上げられ方でした。そこをどういうふうに拾っていくかみたいなことが必要かなと思ひています。

それから、あと、今、例えば、水産庁であっても、それから、私の所属する機構であっても女性を採用する割合が増えてきたと思います。けれども、例えば、漁協の正会員であるとか、それから、あと指導的な立場にあるような部署とか役員というものの女性の比率はまだまだ少ない。じゃ、そこをどういうふうに拾っていくのかというところ、一定の比率にふやしていくということが重要だと私自身は思っています。

○山下部会長 ありがとうございます。すみません、振ってしまいまして。

私は……どうぞ。

○企画課長 私も実はそれを聞いたかったですね。何でかというんですね、たしか、何年か前の白書の検討の際に、まさしく今の議論がありまして、白書の中で女性の地位のことをですね、役員の割合が、漁協のですね、割合が上がればそれで女性の地位の向上だとみなすんですかということで議論になったと記憶をしています。

そこは割と本質的なもので、人によって多分捉え方が違いますので、方向性をぐっと勝手に我々のほうで書き込むというのは難しい部分があると思っております、そういった意味で、少し委員の皆様方としてどういうふうに使われているかというのがないと記述をしやすいなと思った次第でございます。

○中田特別委員 たしか、水産基本計画の中で啓発活動みたいなことが書き込まれていたと思います。ですので、そういうものを生かしていく、男女共同参画という視点で女性の意見を取り入れるということが多分水産業界の現場でかなり大きな意味を持つだろうということを、ほかの分野でもよいので例示しながら啓発活動していくというのも一つの方向ではないかと思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

私もちょっと意見言ってもいいですか。私は基本的に根本的な問題はですね、漁家の女性というか、漁業における女性というのは漁家に嫁いだ女性、これが対象になっているということが根本的な問題だと思っています。

そうじゃなくて、独身でも、あるいは、サラリーマンの妻であっても漁業に従事できると、従事できるというと、じゃ、陸の仕事いっぱいあるじゃないか、そうじゃなくて、海にも入っていけるように、そこまでやったほうがいいと、そこまでやらないと、何ていうのか、女性の参画にならないと、あなたは女性だから陸上の仕事やっけないさいということではそこでとまってしまう。

それから、あなたは漁家の子弟、あるいは、漁家の妻、漁業者の妻でないからというこ

とで入りにくい、入っていく場所がないということでは地位以前の問題として女性の参画というのはあり得ないだろうというふうに思っています。

それで、私も、だったら私が、このお婆さんがですね、私が海でどのぐらいの貢献ができるかということを一回やろうと思っているんですが、夏休みとか冬休みとかで1カ月乗船しようと思って、思っているんですよ。

○佐藤委員 レジャーに行くとか。

○山下部会長 そんな甘いもんじゃないですよ。やろうと思っているんですが、1カ月あかないんですよ。だから、もうすぐ定年なので、定年後に是非やりたいと思う。これだけできるんだということ、これだけしかできないでもいいんですよ、やろうと思っていますけれども、私はそこも一つのポイントとして考えていただきたいと。

婦人部というのはみんな奥さんなんですね。でも、今、結婚しない人がふえているのに、もう奥さんつかまえようとしても余りいないというようなことになるのではないかということ。

ほかにはいかがでしょうか。すみません、自分ばかり話をして。

はい、大森委員、お願いします。

○大森委員 第6節のところで、福島県沖での試験操業・販売の状況というのがあります。水産物の安全性の確保のところにも関連すると思いますが、福島の試験操業で獲ったものを風評被害の払拭という面も含めて、地元の県漁連を中心として色々ところで復興フェア等の取り組みをしています。

これがかなりの頻度になっています。

例えば、11月22日～25日まで日比谷公園でフィッシャーマンズフェスティバルで福島復興のブースをつくって、ヒラメのから揚げを販売していただいたり、築地の場外で、市場関係者の方々と連携して、定期的に福島の復興フェアをされています。そういう地道な努力を地元がされているところを回数なども含めて紹介していただけないかなと思います。

○山下部会長 大森委員のほうでも何か情報がありましたら事務局のほうにお寄せいただけますように、ほかの委員の方々もですね、お願いしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 持続的な漁業というような枠組みを1つつくれないものでしょうか。今、マ

グロにしても、クジラにしても、ウナギも、他の漁業も全部持続的な漁業になっていると思いますが、エコラベル、水産エコラベルという消費者側から持続的な漁業に関わる仕組みが出てきています。ただ残念なのは、水産エコラベルの意味や価値というのがなかなか消費者に伝わらず、広がっていないことです。「値段は一緒なのになぜこっちの魚のほうがいいのか」というと、持続的にとっているから」ということをこれから水産エコラベルをとおして伝えていくことで持続的な漁業を進めることであり、このことを消費者から訴えていこうというのがお国の方向だと思います。その水産エコラベルを伝えるためにも、「持続的な漁業、生産、流通、消費」というような単元があると、一貫したものとして、持続的な漁業の概念がわかると思います。どこかのページに個々に書かれていて繰り返しのになってしまうかもしれませんが、今の時代に合わせた白書ではそんな単元があつてまとめられていただくと分かり良いと思います。そして水産エコラベルの意味と価値が消費者にも生産者にも伝わっていくと思います。かかわっている方たちの努力は大変なものですが、なかなか効果が上がってなくて皆さん徒労感に襲われているところでもありますので、ぜひ、そんな単元をつくることを取り組んでいただければと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

何かありますか、お答えは。

○企画課長 委員がおっしゃったように、多分縦横の関係がうまく整理できるかということだと思いますので、ちょっと工夫をさせていただいて、もしかしたらコラムみたいな形でまずやってみて、収まりがうまくいくかどうかとかですね、そういう工夫をさせていただきたいと思います。

○山下部会長 お願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

すみません、大森委員、お願いします。

○大森委員 8ページの外国人技能実習制度のことなんですけれども、今、まさに法案審議をされています。法案として成立するのかどうかということもありますけれども、成立してこれがスタートしていくということになれば、その部分の記述は追加が必要かと思いますので、御検討いただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

私もよく似たことを後で質問というか、言おうと思ったんですが、漁業法改正について

はどこで書くんですかという質問です。ここには全く触れられていないということなんですけれども。

○企画課長 ありがとうございます。両法ともまさしく今回の臨時国会に審議中ということでございますので、どういう収まりをさせるのがいいのかというのは事務局のほうでもちょっと悩んでいる部分でございまして、ただ、外国人技能実習制度は、今、国際貢献ということで実は国際的な関係の部分のところに連なる形になっております。

一方で、現在検討が進められております専門的な外国人のほうですね、まさしく労働力としての受け入れを検討するというところでございますので、若干、同じところに記述したほうがいいのかどうかというのは工夫をしないといけない部分があるかと思っておりますので、その点も私どもで工夫をさせていただきたいと思っております。

また、漁業法につきましては、まさしくその水産政策の改革に関連した部分でございまして、そういったことで、実は、序説で水産政策の改革の概要について記述することと、あと、講じた施策の中で、法案の提出状況といいますか、そういったものについても記述をする部分がありますので、そういったことで合わせ技で紹介をしていったらどうかというふうに考えておいた次第でございます。

○山下部会長 わかりました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、もう一つ議題がございまして、先にそこに進めさせていただきまして、また、お戻りいただくということであれば、最後にその時間を設けさせていただきたいと思っております。

それでは、ひとまず本件の質疑終わらせていただきまして、事務局のほうにはただいま出された意見等踏まえて白書の作成に向けた作業を進めていただけるようお願いいたします。

次に、漁業法等の一部を改正する等の法律案の内容について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 引き続き私のほうから資料の説明をさせていただきます。

資料2を御覧ください。若干しおりといたしますか、サムネイルといたしますか、のところがですね、お開きいただいている方のほうはちょっと表示が間違っている部分がありますので気をつけていただきたいと思いますんですが、資料3、概要となっていますけれども、その資料2の後ろにですね、表示が間違っておりまして、資料2の下にずっと続いているので、こ

これは間違っただけの表示になっているということで、そのままスクロールして見ていただければ結構だと思います。

法律案の改正と申しますか、水産政策の改革の背景などにつきましては冒頭で部長も触れられましたし、あと、これまでも御説明してきましたので、まず、法律案の中身についてまずは御説明をさせていただきたいと思っております。

漁業法の改正ということでございます。漁業法自体は、この1ページ目にありますように、かなり構成と申しますか、が大きく変わります。現在の漁業法もかなり大部にわたる法律でございますし、全体を理解するというのはなかなか難しい部分があるんですけれども、ここでございますように、まず(1)といたしまして、新たな資源管理システムの構築ということで、これまでですね、ものすごく単純に申し上げますと、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律ということで漁獲可能量、TACを管理する、この法律の内容を一番最初に漁業法の中に持ってくるという形になっております。

その際に、この後また申し上げますけれども、資源管理の基本原則ということで、そういう資源管理につきましては漁獲量をコントロールするというのを基本にやっていきますよという考え方ですとか、TACを、目標をちゃんと決めて決めていきますよ、あるいは、漁獲割り当て、個別にですね、漁船にとっていい量を割り当てるといふ、こういう考え方を基本にやっていきますということにつきまして、一番最初に位置づけをいたします。

その次に、(2)といたしまして、生産性の向上に資する漁業許可制度の見直しということで、ここはどちらかといいますと、今まで指定漁業として許可制度について位置づけをしていた部分につきまして、改めて、今申し上げましたような(1)の新たな資源管理システムの構築というのを前提とした形で許可制度の位置づけをするという形になってございます。

次に、(3)の、右上のほうでございますが、養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直しということで、ここが沿岸域におきまして漁業権によっていろいろふくそうする海面の利用をうまくコントロールしてきたと、これを見直しをする部分がございます。これまで御説明しましたように、漁場計画を策定していくプロセスですとか、漁業権を付与する者の考え方、こういったものについて見直しをするという形になっておりますし、あと、沿岸漁場管理というものの位置づけ、これは今までなかったものでございますけれども、新しく位置づけをするという形になっております。

次に(4)で漁村の活性化と多面的機能の発揮ということで多面的機能の位置づけをで

すね、漁業法の中で位置づけをさせていただきます。

そのほかにその他ということで、海区漁業調整委員会の委員の選出方法の見直しの部分、あるいは、密漁対策につきまして罰則を強化する、こういった内容についても新しい現在御審議をいただいている法律改正案の中で位置づけをしているということでございます。

併せまして、一番下でございますように、水産業協同組合法につきまして、今申し上げましたような見直しと関連した部分、あるいは、今の時代にあわせた形で見直しをする部分というのが含まれているという内容でございます。

それで、次のページに移っていただきまして、まず、漁業法の一部改正ということで、1の目的を御覧ください。目的を現在、現代の、今申し上げましたような形で資源管理を基本とした形で組み直すと、あるいは、今の時代に合った形で見直すという形になっております。

この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度、その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とするという位置づけになってございます。

次に国と都道府県の責務、これを明らかにしてございます。国及び都道府県は漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有するということでございます。

第2がですね、この資源管理、漁獲可能量などを基本とする資源管理の部分でございますが、第2の1の(1)ということで基本原則でございますが、この水産資源の保存及び管理につきましては、まずは漁獲可能量による管理を基本とすると、さらに必要な場合にはこれ以外の手法によって管理をするということについて位置づけをしてございます。

この漁獲可能量につきましては、注書きでございますように、最大持続生産量を実現することを目的として、資源評価に基づき管理年度において採捕することができる数量の最高限度として定めるということになってございます。

(2)はですね、まさしく漁獲可能量より管理のこういった単位と申しますか、そういったものについて定めていくかということの位置づけでございますが、特定の水域ですとか漁業の種類を区分をして管理区分というものをつくっていくと、その中でそれぞれの管

理区分ごとに漁獲可能量を超えないように管理をしていくということになります。ここの部分は今のTAC法の考え方とそんなに大きく変わる部分ではございません。

その次に、漁獲可能量の(3)でございますが、管理につきましては、それぞれの管理区分におきまして、水産資源を採捕しようとする者に対し、船舶等ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で割り当てるということで、これが個別割り当てのこととございまして、管理区分ごとに、船舶ごとに管理、割り当てをすると、こういったものが基本でございましてということをお知らせいたします。

その次に(4)で、そうはいいまして、漁獲割り当てを直ちにできるものとできない部分がございますので漁獲割り当てを行う準備の整っていない管理区分につきましては、従前どおりとっていい方の関係者の全体の総量、これで管理をするということとさせていただきます。

さらに(5)でございますが、水産資源の特性等によりその漁獲量の総量で管理することが適当でない場合、これは漁獲努力量で管理を、その総量で管理をいたしますということとさせていただきます。

次に2の水産資源の調査及び評価ということで、今回漁業法の中に資源管理というものを位置づけをいたしておりますので、そういった意味で、農林水産大臣につきまして、ちゃんと資源調査をするんだという位置づけをお知らせいたします。

さらに資源調査を行うに当たりまして、人工衛星に搭載される観測用機器ですとか、船舶に搭載される魚群探知機ということで、いろんな新しいといえますか、そういう現代の技術に合わせた形で情報を効率的に収集するんだということをお知らせいたします。

その後、(2)で農林水産大臣につきまして、資源調査の結果に基づきまして資源評価を行うということについてお知らせいたします。

次に、3で資源管理基本方針ということでございます。農林水産大臣はこの水産政策審議会の意見を聞いて、この資源管理に関する基本方針を定めるという形になってございます。

この資源管理に関する基本方針の中でどういったことを定めるかということでございますが、(1)の②にございますように、資源管理の目標というものを定めます。これ、2つ定めるということが基本になっておりまして、アといたしまして、最大持続生産量を実現するために実施、または、回復させるべき目標となる値、これを目標管理基準値ということとさせていただきます。

次に、イといたしまして、限界管理基準値、資源水準の低下によって最大持続生産量の実現が著しく困難になることを未然に防止するため、その値を下回った場合には資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値ということで、こういったものについて資源管理基本方針の中に定める。

さらには、特定水産資源の管理区分の配分の考え方、基準ですとか漁獲量の管理の手法に関する事項についてもこの資源管理基本方針の中で定めるということになってございます。

次に、3 ページの一番上に行きまして（2）でございますが、この資源管理基本方針につきましては、例えば、太平洋クロマグロのように国際的な枠組みにおきまして決まっているもの、目標みたいなものが決まっているものにつきましてはそれを考慮して定めるんだということを明らかにしてございます。

あと、都道府県におきましてこの資源管理基本方針に沿って、都道府県ごとにその方針を定めていただきますけれども、その際には海区漁業調整委員会の意見を聞いていただくということになってございます。

次に、4 番でございますが、漁獲可能量による管理ということでございまして、今申し上げましたように、資源管理の基本方針の中で、相当量どういった管理区分にするのか、あるいは、管理の考え方というものが明らかになりますので、ここではですね、要するに、数量そのものを決めるということについて位置づけをしてございます。

農林水産大臣につきましては、その資源管理の基本方針に即して特定水産資源ごと、及び、その管理年度ごとにいろんな漁獲可能量ですとか内訳になる都道府県別の配分、大臣管理区分の配分量を決めるということになってございます。

同様に都道府県知事も自分のところの知事に配分された量につきまして、どういった形で管理するかという管理区分ごとに数量を決めるという形になっておりまして、この部分につきましては、今でもTAC法でやっているものと同じような構造になっているということでございます。

5 番でございます。漁獲割り当てによる漁獲量の管理ということで、ここが個別割り当ての考え方でございますけれども、（1）にございますように、その管理区分ごとに漁獲割り当ての対象となる特定水産資源を採捕しようとする者は、その船舶等ごとに漁獲割り当ての割合の設定を求められることができるということで、ここではこれまでも若干説明しましたけれども、まず、割合を設定するという形になっております。

その次に、この際に農林水産大臣とか都道府県知事が割り当て割合を設定するわけですが、漁獲実績等を考慮して、それで基準を定めまして、これに従って割合を設定するというようになっております。

次に、(3)でございますが、毎年の管理年度ごとの数量が決まりますと、今、申し上げました割り当て割合と掛け算をすると管理年度ごとの漁獲割り当て量が明らかになるということで、括弧書きで計算式が書いてあるような形で年次漁獲割り当て量というものを設定するという形になっております。

(4)でございます。漁獲割り当て割合、これにつきましては、漁業の許可と同じように船舶等とともに譲り渡す場合などであって、農林水産大臣または都道府県知事の認可を受けたときに限り移転をすることができるということで、いわゆるITQとは違った形の位置づけになってございます。

年次漁獲割り当て量につきましても、農林水産大臣とか都道府県知事の認可を受けた場合に限り移転をすることができるということにしてございます。

第3の許可漁業に、次に移らせていただきます。

大臣許可漁業でございますけれども、これにつきましては、今まで政令で定める形になっておりましたが、今後省令で定めるものという位置づけが(1)でございます。

その際にどういう考え方で農林水産省令を定めていくのかということですが、ここにまず漁業調整の定義がございまして、括弧でございますが、特定水産資源の再生産の阻害の防止、もしくは、特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理、または、漁場の使用に関する紛争の防止のために必要な調整、こういったために統一的な措置を講ずる必要があるものについて許可漁業とするということになってございます。

大臣許可漁業の方は当然資源管理は適切にしてくださいけれども、生産性の向上に努めていただくということになってございます。

次に、(4)でございますが、(4)の後ろのほうにありますように、一斉更新制を廃止しますということですが、ここでは公示をするんですけども、廃業したりして許可の枠が若干余裕が出たみたいなきには、その都度新規許可の、何隻か許可できますよという形で公示をするということについて位置づけをしてございます。

次に(5)でございますが、先ほど申し上げましたような個別割り当てがありますので、そういった漁獲割り当ての対象となる特定水産資源の採捕をする大臣許可漁業につきまして、かなり細かく書いてありますけれども、割合が物すごくいっぱい、割り当て、個別割

り当ての対象がほとんどだという状況になった場合には、船舶の数及び船舶の総トン数、その他の船舶の規模に関する制限措置を定めないということについて考え方を明らかにしてございます。

また、(6)の後ろのほうにございますように、指定漁業につきまして、これまでVMSと申し上げておりましたが、衛星船位測定送信機、これの備えつけをお願いしてきまされたけれども、そういった命令ができるというものを漁業法の本文のほうに設けたという形になっております。

次に、知事許可漁業におきましては、大臣許可漁業について関連する部分で準用できるものを準用したという形になってございます。

次、第4の漁業権及び沿岸漁場管理でございます。

海区漁場計画を、従前は免許内容の事前決定みたいな形で書かれておりましたけれども、海区漁場計画ということで位置づけをしておきまして、海区漁場計画におきましては、従前どおり、漁業権に関する事項に加えまして、後で申し上げます保全沿岸漁場に関する事項もあわせて定めていただくということになってございます。

その海区漁場計画につきましては、(2)の①にございますように、海面の総合的な利用を推進するということで漁業権が設定されていること、あるいは、②にございますように、海区漁場計画を作成する際に、既に適切かつ有効に活用されているという漁業権がある場合にはその漁場の位置等がおおむね等しいと認められるような形で漁業権が設定されていること、これが必要だということをお明らかにしてございます。

さらに、③でございますが、この後作成手続が出てきますけれども、漁場の活用の現況ですとか、漁場計画を策定する際に関係者に、利害関係人に意見を聞くということになっておきまして、さらにその検討結果を公表するという位置づけになっております。その際にそういう検討結果に照らしまして、新しく漁業権を設ける際に団体漁業権として区画漁業権を設定することが当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には団体漁業権として区画漁業権を設定するというところでございまして、この団体漁業権というのは、漁協さんが管理者となって免許を受ける漁業権だと思っただけならば結構かと思っております。

法律案の中では共同漁業権、これは従前どおり漁協さんに免許をするという形ですし、あとは、団体漁業権と申しますのは、いわゆる今までで申し上げますと特定区画漁業権のように複数の漁業者の方が同じ漁場を入り合って利用すると、そういったものにつつま

て漁協さんが管理者となって免許を受けているもの、こういったものにつきまして、まさしくそういう形のほうが一番うまく漁業生産力の発展に資すると考えられる場合には、区画漁業権につきまして団体漁業権として設定してくださいということを明らかにしてございます。

あと、④で保全沿岸漁場が漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和するというここと、新しく設けます沿岸漁場管理の取り組み、これが適切に実施されるようにするというここと、こういうものを確保した上で海区漁場計画を作成してくださいということになってございます。

2で、海区漁場計画の作成手続でございますが、ここで（1）にございますように、この海区漁場計画を作成しようとするときには、今まで、これ、通知文といいますか、でやっていたものでございますけれども、当該海区において漁業を営む者、あるいは、営もうとする者等の意見を聞きまして、当該意見の内容について検討を加え、その結果を公表するなどの手続を経るということ、海区漁場計画の作成プロセスの透明化の一環としてこういったものやっていたとございます。

（2）の海区漁業調整委員会への関与につきましては、これは今と同じような形になっております。

次に4の漁業権の免許等ということをごらんください。

漁業権につきましては、従前どおり、定置、区画、共同漁業権、これは変わりません。漁業権の免許の内容たる漁業を、免許を受けようとする者は申請して免許を受けるということになっております。

（3）の適格性の部分でございますが、これも従前と同じような内容になってございます。

ただ、（4）でございますが、今回、漁業権の免許の優先順位を大きく見直しをしてございます。その結果、同一の漁業権に対しまして免許の申請、私も、私もといって申請が複数あるときに誰に免許するのかという考え方を明らかにしないといけないということでございますので、まず1つ目はですね、（4）の①にございますように、漁業権の存続期間の満了の際に漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権を有する方がまさしくその漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合にはその方に免許をするということでございます。これが①でございます。

次に、②でございますが、それ以外の場合ということでございますので、通常であれば

新しく設けたような漁場ということになりますが、この場合には、免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保、その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者、この方に免許をするということでございますので、よくよく都道府県知事のほうでどういう方が一番水産業の発展に寄与するかということで御検討いただいた上で免許をしていただくということで考えております。

さらにこの注書きを御覧ください。適切かつ有効につきましては、漁場の資源状況等に適合するように過剰な漁獲を避けて漁業を行いつつ将来にわたり持続的に漁業生産力を高めるように活用することということで、これ、漁業の場合でございますけれども、養殖の場合であれば、漁場を長く使えるように過密養殖みたいなものを避けて使っているというようなことがまさしく適切かつ有効に該当するだろうということでございます。

この免許の事務というものは、都道府県の知事の自治事務ということでございますので、国のほうからは技術的助言として考え方というものをお示しするということを想定しているということでございます。

次に、5の漁業権者の責務等でございますが、漁業権者の方にはその漁場の活用状況等を報告をしていただきまして、知事のほうからはこの海区漁業調整委員会にその報告を受けた事項をさらに報告をしていただくということでございます。

その結果、都道府県知事におきまして、何か漁場を適切にちゃんと利用できていないというようなことが認められるようなときには必要な指導勧告を行うということでございますし、その勧告を行ってもなお従わないような場合には、制度としては漁業権を取り消すことができるという形になっておりますが、よく誤解がありますのは、いきなり適切かつ有効に該当しないということで免許を取り上げるんじゃないかというふうに思われる部分がありますけれども、そうではなくて、もし、取り上げるというような、取り消すみたいな話があるとすれば、こういう段階をちゃんと踏んで、それでもちゃんと漁場を利用できていないという場合に取り消すという規定が発動されるということでございますし、その際には、海区漁業調整委員会の議事というのは公開で行われますので、そういう公開でちゃんと議論された結果として出てくるということでございます。

漁業権の存続期間は従前どおりということでございますし、抵当権の設定につきましては、これも都道府県の認可を受けなければ効力を生じないというようなことでございます。

あと、(5)でございますが、行使規則、これは従前どおり団体漁業権を有する漁業協同組合ですとか漁連のほうではつくっていただくということで、その行使規則に基づいて行

使をしていただくということでございます。

あと、(6)でございますが、団体漁業権を有する漁協さんが総会の部会を設けているときには、これまでは漁業権があつて初めて総会の部会ということでございましたけれども、いわゆる総会の部会を常設をいたしまして、漁業権の取得について部会の決議で行うことができるような規定を設けてございます。

次に、沿岸漁場管理でございます。

先ほど申し上げましたように、海区漁場計画の中で保全沿岸漁場ごとに一定のその基準に適合するものを漁業協同組合に指定をしてやっていただくということを考えております。

(2)でございますが、沿岸漁場管理団体として指定されますと、沿岸漁場管理規程を定めることとなります。都道府県知事の認可を受けてやっていただくわけでございますが、沿岸漁場管理規程の規定事項といたしましては、成育環境の保全ですとか改善の目標、あるいは、区域とか期間、さらには費用の見込みみたいなものについて位置づけをちゃんと明らかにしていただくということで、この沿岸漁場管理の活動につきましても(3)でございますように、ちゃんと都道府県知事に報告をその状況をいただきまして、その後、沿岸漁場管理団体が保全活動の実施に当たりまして、関係者の協力が欲しいという場合には都道府県知事があつせんをするという規定があるということでございます。

あとは、第6の海区漁業調整委員会の選出方法の変更に移ります。

(1)でございますように、海区漁業調整委員会の委員の選出方法を漁民委員の公選制というのは廃止をいたしまして、都道府県知事が議会の同意を得て任命をするという形に改めます。

委員の定数につきましては、これまで法律の中で完全に15人と、ちょっと例外はありますけれども、15人というのがぴたっと決まっております、それを地域の海区の実情に合わせて10人から20人までの範囲内で条例で定めて変更できるということになっております。

さらに、その委員の構成でございますけれども、委員の任命に当たりましては、漁業者または漁業従事者、これが委員の過半数を占めなければいけないということで、当然、別に過半数以上であればいいということでございますので、その地域の実情に応じて選んでいただければ結構ですし、この際、漁業者・漁業従事者の漁業種類、操業区域等に著しい偏りが生じないように配慮していただくということを明らかにしてございます。

さらに、(5)を御覧ください。都道府県知事が委員の任命をしようとするときには、漁業者ですとか漁業者団体等から推薦を求めてその委員の募集を行う。さらにはその、今、

申しあげました推薦を受けた者ですとか、募集に応募した者に関する情報を整理いたしまして、公表してその委員の任命に当たりましては、そういう今申しあげましたような推薦ですとか、募集の結果を尊重して任命をしていただくということで考えております。

現在、海区漁業調整委員会の任期というのは4年でございます、この法律が施行されても、若干切りかえ時期といいますか、余り時間がないものですから、委員の任期につきましては33年3月31日まで延長するというように考えてございます。

第7で運用上の配慮ということでございまして、ここで多面的機能の位置づけがございまして読ませていただきますと、国及び都道府県はこの法律の運用に当たっては、漁業及び漁村が海面及び内水面における環境の保全、海上における不審な行動の抑止、その他の多面にわたる機能を有していることに鑑み、当該機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう漁業者及び漁業協同組合、その他漁業者団体の漁業に関する活動が健全に行われて、並びに漁村が活性化するように十分配慮するものとするということで、ここで冒頭申しあげましたように、多面的機能の位置づけを明らかにしたということでございます。

あとは、その他の最後の3つ目のポツにございますように、密漁対策のための特定水産動植物の採捕、これにつきまして新たに採捕禁止違反ですとか、密漁品を譲り受けたこの罪を新設いたしまして3年以下の懲役または3,000万円以下の罰金とするという位置づけをさせていただきます。

このほかにも、ちょっとここには書いておりませんが、これまでは漁業法に基づく無許可操業ですね、例えば、大臣許可の、これ、200万円の罰金でしたけれども300万円にする、あるいは、漁業権侵害罪につきましては、20万円だったかな、20万円が上限だったのを100万円という形であわせて引き上げをさせていただいております。

次に、水産業協同組合法の一部改正の内容でございますが、1の(1)にございましてように、漁協さんの役割を明確化するというように、当然のことなんですけれども、漁業所得の増大に最大限の配慮をする、あるいは、今、先ほど申しあげました沿岸漁場管理事業をやるということでございますので、これを行うことを、根拠をですね、ちゃんと水産業協同組合法の中に位置づけるということでございます。

あと、漁協の役員の見直しということで、漁協さんの主力の事業である販売事業、これを行う漁協さんには理事のうち1人は水産物の販売、もしくは、これに関連する事業、または、法人の経営に関し実践的能力を有する者を入れていただくということでござい

す。

(4) が公認会計士監査の導入ということで、ほかの信用事業を行う機関と同様に、信漁連ですとか一定規模以上の漁協につきましては、これまでの全漁連さんの監査にかわりまして公認会計士による監査を義務づけるというものでございますし、この際、その附則におきまして、公認会計士監査への移行に際して実質的な負担が増加することがないことと政府が適切な配慮をする旨を、位置づけをいたしてございます。

次に(5)でございますが、連合会による会員への助言等の事業ということでございます。

連合会が会員に対して果たす役割についても、方針の策定実施やボトムアップ型の政策提言など多様化していることを踏まえまして、法文上ですね、会員の監査及び指導というものを、ここにございますように、組織、事業及び経営に関する調査、相談、及び助言と会員の意見の代表及び会員相互間の総合調整等再整備することによりまして連合会の役割というものを明確化するという形になってございます。

また、特定組合に関する全漁連監査、この場合は公認会計士監査に移行後も、現在全漁連さんが行っております会員漁連ですとか、会員の構成員である漁協に対する業務監査は引き続き行うことができるように措置をいたしますとともに、新たに漁協さんが行います団体漁業権ですとか、漁場の管理に関する業務、これの適正化に関する事業も行うことができるという形でこの文章が位置づけをされてございます。

あと、関連しまして、例えば、3でございますが、漁業生産組合制度の見直しということで、設立の人数の要件を緩和するといった規定が設けられてございます。

さらには、選択によりまして株式会社に組織変更できるという規定も設けたということでございます。

あと、関連しますが、IIIでございますが、今、申し上げましたような内容でですね、かなり水産資源保護法と、もともと漁業法ではかぶっているといえますか、規定の部分がございまして、今回、水産動植物の採捕の制限に関する規定をですね、漁業法に移行することで所要の整備を行うという形になっておりますし、漁業法を準用した形で内水面漁業の振興に関する法律ができ上がっておる部分がございまして、これは関連する部分について所要の整備を行うということでございます。

さらに、TAC法ですね、これは今申し上げましたように、全部漁業法の中に入るということでございますので廃止をするということでございます。

施行期日でございますが、交付の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日ということで、法案が通れば、交付の日から起算して2年以内に施行していくということで準備をするということになるということでございます。

ちょっと長くなりましたが、説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のありました資料について、御質問、御意見などございましたら発言をお願いいたします。どなたからでも、いかがでしょうか。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。昨日の資源管理分科会でも発言させていただいております。前にいらっしゃる方は同じ方も結構いらっしゃるんですが、委員の皆様が変わっておりますので、きのうの議論を踏まえて改めて、きのうは質問事項もいろいろありましたけれども、きょうはコメントのほうをさせていただきます。

まず、個別割り当てです。

○山下部会長 すみません、何ページってまず言っていただけますか。

○東村委員 わかりました。まず一番最初のページですね、資料のこの青が入っているページの個別割り当てに関してです。これは法律がもうできてしまうであろうことですので、運用の際に考慮していただきたい、配慮していただきたいことといたしまして、何のために導入するのかという、何度も私、この件は発言させていただいておりますけれども、資源管理のためばかりではなくというよりは、むしろ経営問題ということにかかわってくるのかというふうに捉えておりますので、それを前提として、次に3ページの5、漁獲割り当てによる漁獲量の管理というところです。

この(2)のところですけども、すみません、それを前提としてですね、この個別割り当てというものの捉え方です。3ページの5のところを見ていただければいいかと思いますが、全体的に概念としてこの個別割り当てというのは所有権ではなくて、つまり、とるのが保障されている量というわけではなくてとってよい量だというふうに規定されているべきではないかと考えています。

これはクロマグロのときはかなり言葉が乱れて使われているなと指摘させていただきましてけれども、獲り控えたのか、それとも獲ろうとしても獲れなかったのか、数値として見れば割り当て量があって、自分の漁獲量が満たないという、そういう事実はあるんですが、それがどちらなのか、獲り残しなのか、獲り控えなのかというのがわからない。

こうしたときに、昨日も発言がありましたけれども、この3ページ、5の(2)漁獲実績の考え方がどうなのかというところへ結びついてくるわけですね。

実績を稼ごうとして、もうそろそろ個別割り当てが入るということは皆さん見えてきているわけですから、今、どんどん獲ろうというような動きになるというのは資源の点からも望ましくないし、もともとこの法律で個別割り当てを入れようとする理念にも反していると、そういうことかと思えます。

その個別割り当ての意味合いというのはきちんとしておいていただきたいと、私自身は保障されているのではないというふうには捉えております。でない、獲るのが保障されていると、獲れない場合に国に補償してくれという話は絶対出てきますので、ちょっとカナダの事例なんかそういうこと、カナダは所有権ではないとうたっているんですけども、そういうことがございます。

次、同じく、同じところなんですけれども、3ページの5の同じく(2)ですね、この割り当ての基準、これは、昨日はずっと永続的なものではなくて、具体的な年数はともかく数年ごとには見直したほうがいいのではないかという御回答もいただいておりますけれども、この際に、資料にはございませんけれども、慎重かつ柔軟、かつ透明に行われるべきだということで、これは私の意見ですが、業界団体の活用は望ましいかと考えています。

また、最後に、特に次ですね、(5)年次の漁獲の割り当て量というのは、これは昨日も申し上げましたけれども、迅速に行わないと、水面下でどうしても行われるとこれが望ましくないことになるかと考えております。

昨日の発言とかぶる部分もございますけれども、改めて発言させていただきました。どうもありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

重要な指摘かと思いますが、何かお答えがありますか。

ちょっとすみません、ほかの方で今発言予定されている方はどのぐらい、ちょっと待っていてくださいね。たくさんいらっしゃるようだったら手短にと思ったんです、時間の都合で。

○管理課長 まさに昨日資源管理分科会でも同じ御指摘をいただいております、これも今後法律が通った暁には、この後基本方針を定めたりとか、あるいはそういう割り当ての基準、割り当てをする際の基準等も議論していくわけでございますので、そういった中で今重要な御指摘たくさんいただいていると思いますので、そういったものを、きちんとや

っていききたいというふうに考えております。

○山下部会長 それでは、長元委員、お願いします。その後、大森委員、お願いします。

○長元特別委員 私のほうからちょっと養殖のほうについて触れてみたいと思いますけれども、漁業権の問題なんですけれども……

○山下部会長 ページは何ページですか。

○長元特別委員 6ページです。今、かなり権利権限を持たしてあるということでありましてけれども、特にこの海区調整委員会なんですけれども、例えば、免許をする際に、もちろん、ここに、7ページのところに都道府県知事は海区調整委員会の意見を聞かなければならないということなんですけれども、これには地元の漁協の意見も聞かなければならないという、ちょっとこれは私もこのような形で理解しておったんですけれども、この辺のところはどうなんですかね。

それともう一つ、今、海区調整委員会の任期というのは、ここに、今の現在の方が33年の3月31日まで延長されるという、このような理解でよろしいのでしょうか。海区調整委員会の任期です。調整委員の任期です。

○山下部会長 では、今、質問がありましたのでお答えをお願いします。2点あったと思います。

○企画課長 6ページの意見を聞くというの、海区漁場計画を策定する際の聞き先という意味ですかね。利害関係人という中に既に免許を受けている漁協さんがある場合には、当然その中に入ってくるという理解でおります、まず。

次に、海区委員の任期は、今おっしゃいましたように、今選ばれている方の任期を先ほど申しあげました33年3月いっぱいまで延ばすということ考えているということでございます。

○山下部会長 よろしゅうございますか。

では、大森委員、お願いします。

○大森委員 6ページです。6ページの(4)のところ①と②、①が既存の漁業権に関する部分はこういったことということなんですけれども、②の新規の漁場設定のでありましたけれども、ここでは複数の希望者があったような場合に、免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれに通じた所得の向上云々と、こういったものに寄与するものと認められるものということなんですけれども、この前提として、その前の5ページの海区漁場計画の(2)の①、ここで海区に係る海面の相互的な利用を推進するとともに漁業調整、この

漁業調整の規定は別のところであって、紛争の防止、こういったことが書かれているわけですが、こういった紛争の防止なり公益に支障を及ぼさないように漁業権が設定するというものでありまして、そもそも誰にするかという前に、こういった紛争の防止なり公益に支障を及ぼさない、そういったことがクリアにされていないと、漁場計画を策定できない、そういう前提があるというふうに理解をしておりますが、その確認をお願いします。

それから、この海区漁場計画のところにも保全沿岸漁場に関する事項というのもありますけれども、例えば漁協が藻場、干潟の造成なり、稚魚の放流、そういった取組、環境の保全活動を全国でやっているわけですが、こういった取組を組合員の中で現在やっているものについて、あえて漁場計画の中で設定をしてこの規定をつくらなければならないということではなくて、広く組合員以外の方からもそういった保全活動にかかる費用を徴収するというような場合においてはこの規定をつくっていくと、こういうふうに理解しておりますが、これも確認をお願いします。

○山下部会長 では、お願いします。

○企画課長 まず1つ目の部分でございますけれども、両面ございまして、両面というのは、都道府県知事がさばらないでといったらおかしいですけども、漁場計画をちゃんとつくって漁業権免許できるのに免許をするという、免許ちゃんとしてくださいねという意味とですね、もう一つは、今大森委員が言われたように、かなり漁場計画を従前と比べて変更する、あるいは、新しい漁場を使うというときに相当問題が起きそうだということであれば、それはちゃんと調整を図るなりですね、やっぱり、計画はちゃんと見直しをしておさまるところにおさめてくださいという、そういう意味になってございますので、相当、極端な例として申し上げますと、大森委員が言われたように、かなり現場でこんな計画できるわけないでしょうと、相当紛争が生じそうだという場合には、それは漁場計画として設定すべきでないということだというふうに認識をさせていただきます。

あと、後者のほうの話はおっしゃるとおりでございますが、漁協さんが現在まさしく漁場管理ということでされている取り組み、これ自身は悪いことではなくて、ずっとやっていただけるのであればやっていただくことが適切だと思っておりますし、その際にいろいろ組合員以外の方との関係で協力金とかをもらっているという場合がございますけれども、そういったものは今の世の中からすると、批判を受けられないような形で、透明性の高い形でやっていただくのがまさしく将来にわたって安定的にそういういい事業を取組んでいただく

のにいいことだろうということで、今回法律の中に位置づけをしておりますので、特に新たに組合員以外の方から費用徴収とか、何か協力を求めるということが想定されないのに、あえて一生懸命漁場管理の規程を設けてというところまで強制するということは考えておりません。

○山下部会長 よろしゅうございますか。

ほかにはいかがでございますか。よろしゅうございますか。

それでは、漁業法はこれとしまして、先ほど水産白書の構成、骨子案、これについても何かございましたらお願いいたします、1回戻りますけれども。

よろしゅうございますか。

鈴木委員。

○鈴木特別委員 水産資源の食品としての安全性に関して余り大きな枠組みが元案にはないようでございますので、是非、安全性ということに関して1つ柱を立てていただければと思っております。

かつての水産資源と違って、海洋汚染から、マイクロプラスチックから、本当にさまざまな汚染要素が、何十年前と比べるとはるかにリスクが高くなっております。やはり、食品としての風評被害なり何なりが出るのが非常に水産業界としても恐れるところでありまして、さまざまに安全性を担保しておく必要があるかと。そのためには、例えば、マイクロプラスチックは内臓にとどまるのだとか、肉に入らないのだとか、そして、さまざまな重金属のこととか、それから、種苗養殖なり、人工ふ化で種は弱らないのか、種の力が落ちないのかとか、あとは、ゲノム編集もどんどん始まっておりますので、そういうさまざまに安全性を検証しておかなければいけない要素というのがふえております。不安をあおるような表記はまずいと思っておりますけれども、安全性を担保するためにはこういうことをきちっと検証しておくべきではないかという内容が1つ欲しいなと思っております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、時間も迫ってまいりましたのでこの辺で本件及び議題1の質疑を終わらせていただきたいのですが、手短にお願いします。

○佐藤委員 わかりました。今回の法律案の改正は70年ぶりということで大変意義深いことだと思います。70年前の時点とは日本の状況大きく変わっているなかで、今、改めて漁業という産業が国民にとってどういうものであるかということ国会や各方面で問うもの

になったということで意義深いと思っております。

今回の改正について書かれた最初の趣旨のところ、法律の前に書いてあるところですが、「漁業は、国民に対し水産物を供給する使命を有しているが」と始まっているところですが、ぜひ一言、「漁業に携わる人」について記述していただきたいと願うものです。今回の改正が「適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため」だけではなく、漁村に暮らす人、漁業を営む人がいてこそ漁業という産業があると考えからです。法律の文言を変えることはできないと思いますが、漁業が人で成り立っている産業であるということがやはり理念として入ってきてもらいたいし、これから施行までに考えていただきたいことです。

70年前、漁業法ができたときは、人が中心の法律だったと思います。今回の改正は、海であり、魚であり、それをいかに価値をつけるかという、人間ではないところに視点の中心があるように思われます。今、適切な言葉が思いつかないんですけども、漁業は携わる人が生きていく道を見つけれられる産業である、漁業は地域に根差す人が自然環境と一体化して行う営みである、ということが今後の運用のなかで考えられたら良いと思います。

すみません。ちょっと言葉が足らずで申しわけありませんが、よろしくお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

それではですね……

○東村委員 5秒で終わります。

○山下部会長 5秒、はい。

○東村委員 すみません、ペーパーレスになったんですが、昨日もあつたんですけども、配付資料の一覧はちょっと手元に置いて、配付していただきたいなということと、委員名簿も資料として電子でいいのでよろしくお願いします。5秒で足りませんでした。すみません。

○山下部会長 ありがとうございます。

今の点ですね、私も議事次第とかは手元にあつたほうがいいんじゃないかというふうに思っていて、議事次第の裏に配付資料一覧をコピーしていただいて、それがあつると、今、どこにいるのかというのがわかりやすいかなということは申し上げようかなと思っていたところだったので、ありがとうございます。

それから、もう課長が話しされて終わるんですけども、このペーパーレス化といいながらすごいペーパーいただいているんですけども、これは持って帰っても、持って帰ら

なくてもいいということらしいので、置いていかれても、やる気ないとかというふうに思われたい、そういうものらしいです。私も置いて帰りますので、それちょっと一言申し上げたいと思います。

それでは、事務局、お願いします。

○企画課長 ありがとうございます。

資料のほうは農水省のホームページから見てダウンロードできますので、今、部会長がおっしゃったように無理にお持ち帰りいただく必要はございませんので、あわせて御紹介をしておきます。

本日はありがとうございました。次回の企画部会につきましては、前回御了解をいただきましたスケジュールにのっとりまして、来年2月の中旬ごろに開催をさせていただきまして、水産白書の一次案等について御意見等をいただくということで考えてございます。具体的な日程につきましては、改めて調整をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の折、企画部会に御出席をいただきまして貴重な御助言、御意見をいただきました。まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、これもちまして企画部会終了させていただきます。どうもありがとうございました。